

吹田市環境影響評価審査会（平成22年度第3回）会議録

日 時：平成22年（2010年）10月18日（月）18：00～20：15

場 所：吹田市役所中層棟4階 第4委員会室

出席者：委 員：塚本会長、山中副会長、秋岡委員、小田委員、桑野委員、
中野委員、張野委員、福田委員、宮崎委員、保田委員、
事務局：永治部長、柚山次長、後藤環境政策推進監、宮総括参事、
環境保全課 齊藤課長、片岡主幹、瀧澤
環境政策課 中嶋課長、萬谷主査、清水主査、
連絡調整会議：地球環境課 畑澤総括参事、 都市整備室 西山参事、
開発調整課 松本課長、緑と水のふれあい課 福田室長、
博物館 増田参事

傍聴者：なし

- 内 容：1 技術指針の改定についての諮問
2 条例改正検討部会検討経過報告
（1）対象事業の種類、手続の手順について
（2）対象事業の規模について
（3）手続の審査期間について
（4）技術指針の検討課題について
（5）市民意見（パブリックコメント）の内容について

事務局（片岡主幹）

定刻になりましたので、ただいまから、吹田市環境影響評価審査会の御開催をお願いしたいと思います。本日の審査会の御出席状況でございますが、13名中10名の委員の方に御出席いただいております。従いまして審査会の開催の成立要件を満たしておりますので、よろしく願いいたします。

本日、傍聴希望者はございませんでした。

<技術指針の改定について諮問>

永治部長の挨拶の後、審査会会長へ諮問書を手交。

事務局（片岡主幹）

では会長よろしく願いいたします。

会長

皆さん、本当にこんな時間にお越しいただきまして、ありがとうございます。ただい

ま市長から諮問を受けました、環境影響評価条例の改正に伴う技術指針の改定につきまして、審査を行っていきたいと思います。

これまで条例改正につきましては、環境影響評価条例改正検討部会を作って、今まで3回、部会の方でいろいろ御検討いただきましたので、その内容につきましての御報告を部会長の方からお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

<条例改正検討部会検討経過報告>

部会長

はい、ありがとうございます。それでは、お手元の資料を御覧ください。条例改正検討部会の部会長を仰せつかりまして、部会の先生方をお願いをいたしまして、これまで、8月から10月5日まで、3回開催しております。内容につきましては、資料1の内容というところを書かせていただいておりますけれども、具体的には、対象事業の種類とか、手続き手順、あるいは対象事業の規模でございます。それから手続きの審査期間。こういったことを中心に、市の方から示していただいた案の検討を行ってきました。詳しい内容につきましては、事務局の方から御説明いただいでよろしいでしょうか。

事務局（後藤環境政策推進監）

それでは、しばらくお時間をいただいて、これまでの経緯を御説明させていただきます。資料1で御覧いただきましたように、8月18日、9月29日、それから10月5日に、部会にて御審議をいただきました。ありがとうございます。

7月28日の全体会で、部会の設置を御承認いただきまして、まずは本日の全体会までに、今、部会長から御報告ありましたように、対象事業の規模と手続きについて内容を確認していただき、事務方といたしましては、それを受けまして、条例案の作成にかかっていくということになります。もう一つは、次回11月に予定をしておりますが、部会を再開していただきまして、年明け早々を目指して、技術指針の中身の確定をしていただき、御答申をいただきたく。それをお願いいたしまして、本日、諮問をさせていただいたところです。その2つにお願いすることが分かれておりまして、本日は対象事業の規模と手続きについて、3回の部会にて御結論いただいた内容を、事務局が代わりに御説明をさせていただくというものでございます。

資料2を御覧いただけますでしょうか。（仮称）吹田市環境まちづくり評価条例案の骨子と書かれてあるものですが、別紙2までを含めまして、これを9月6日から10月5日までパブリックコメントにかけました。これに対する御意見は、2通しか来なかったわけですが、中身はいろいろ入ってまして、それは後ほど御説明させていただきます。この資料2につきまして、7月18日の全体会におきましては、主にこの1ページ目の内容、「はじめに」と「背景と目的」を御説明させていただきました。「改正の趣旨と内容」につきましては、項目だけを頭出しさせていただいて、御説明させていただいたところです。

中身について、簡単に振り返らせていただきますと、「3 改正の趣旨と内容」に

つきまして、まず「環境まちづくり」という言葉を表に出します。まちづくりに資するということを前面に出します、ということ明らかにしました。

続きまして2ページの「(2) 対象事業の種類」につきましては、このようにしますということを別紙1でお示ししました。別紙1には規模・要件は書いておりません。対象事業のイですが、規模要件というものは改正を行います。ただし、その文章の中に、本市環境影響評価審査会の専門的な見地からの御意見をお聞きし、ということをお書きしております。

それから「(3) 実施手順」ですが、これは別紙2でお示ししていますように、実施の手順を変更します。右側が現行ですが、左側のように手続を変えますということをお示ししております。また中身につきましては、後ほど説明をさせていただきます。その趣旨につきましても、この中で述べております。それが次の手続期間にも関わるのですが、(3)の中身で、取組を事前に提示します、それから図書の変更いたしますというものと、事後調査報告書に関して、これまで御審査いただく手続がございませんでしたが、事業者が実施すると約したものが、確実になされているかどうかを担保するためにも、事後に関しても、審査会の御審査をいただくということが、新しいメニューになっております。

続きまして「(4) 手続期間」につきまして、これはこれまでも御意見をいただいておりますとおり、これまでの4件の対象事業が非常に長い期間を要していた。2年半を超えるようなものが標準になっていた。それぞれに特殊な事情がございましたが、今後しっかりとこの手続にのっていただきたいということもございまして、手続期間はおよそ1年半程度を事務局としては考えております。ただ審査にかかる期間がそれで十分なのかどうかということ、部会で御検討をいただいたところです。

それから「(5) 環境影響評価等における科学的審査事項」ということで、まずどういう項目を調査、予測、評価するのかということ、事前に提示する。ただし、これも先生方から御意見をいただいてからということになるかと考えております。この点は、今後、御議論いただく技術指針で反映するものと考えております。

同じく「イ 評価すべき環境要素」につきまして、今16項目ございますが、果たしてこれで十分なのか、環境まちづくりというものを推進するためには、付け加えるものもあるであろうということで、これも今後の御検討をお願いしたいと考えております。

それから「ウ 複合影響」につきまして、これは市としても懸案になっておりまして、ただ方法やルールが、まだ我々もアイデアを持っておりませんので、今回、審査会にも御議論いただいて、例えば方向性だけでもいただければと考えているところです。

それから「(6) 環境コミュニケーション」ですが、これは1つにまとめて書かせていただいております。これは説明会であるとか広聴会、それと意見をいただいて、それに事業者が返すという一連のアセスの中での標準的なコミュニケーションの方法を、より適切な方向に改正をできないかということを検討しております、それが資料の別紙2の中に反映させていただいているところです。

このような本文と、別紙1、2をパブリックコメントにかけて、御意見をいただきました

いというところが、まずは部会を開催していただく前提条件となっております。3回の部会におきましては、先程、部会長からございましたように、対象事業の規模、具体的な規模の数字であるとか、手続きの期間、1年半というものを、もし是とするものならば、適当な審査期間がとれるのかどうか、このあたりを集中的に御議論いただきました。

それから、併せて今後の環境要素のあり方。技術指針に一部入りますが、その点につきましても、3回目に御議論いただいたところです。

それでは本編に入りまして、対象事業の規模要件につきまして、御議論いただいた内容の御報告をさせていただきます。資料3をお願いいたします。

事務局（清水主査）

資料2の別紙1「改正案の対象事業の種類」について、項目ごとの説明後、資料3「対象事業と環境影響」について説明。

事務局（後藤環境政策推進監）

続きまして、資料4で手続、特に審査会で御審査いただく期間が、どの程度が適切なのかということ、御議論いただきましたので、それを御報告させていただきます。

事務局（萬谷主査）

資料4「手続期間比較表」と、資料5「環境影響評価審査会 審議予定」について、標準的な手続期間と、手続内容について説明。

事務局（後藤環境政策推進監）

以上、条例案を作成するために決めておかなければならない、確定しておかなければならない事業対象の規模、手続とその期間につきまして、部会で御議論いただいた内容を御報告させていただきました。

部会長

どうもありがとうございました。たくさん変更がありまして、要するに、より実効的なものにしていこうということ。それから環境まちづくりという視点で、より広く視野を持って、環境要素を増やすということもありますし、事業者に対してインセンティブとしても、手続の期間という中で配慮する。そういうことになっているように思います。内容について今後、この場で御質問、御意見をいただくということでもよろしいでしょうか。

一つだけ、私から確認させていただきたいのですが、たぶん委員の先生方も誤解される可能性があるのでは。提案書なのですが、資料4に手続期間比較表がございますが、その改正手続案の左側で、左上に調査、予測というのが、提案書の作成提出の前に書いてありますが、提案書には調査結果を含まないという理解で間違いございませんでしょうか。

事務局（後藤環境政策推進監）

はい。

部会長

提出後も調査、予測が続くというように御理解いただけるでしょうか。要は提案書とは、計画書みたいなものですので、提案する前からガイドラインと技術指針に沿って、調査を始めることができ、事前に早くスタートすることができる、というような仕組みをお作りいただいたということでございます。誤解いただきませんように。

会長

以上、資料の5番までの部会からの御報告ございました。これについて、御意見、御質問等あればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員

別紙2のところ、今回の改正のメインであるということで、事業者に質問提出書、随時とされていますけど、この内容というのを評価書等に盛り込むという話ですけど、随時というのは収拾がつくのでしょうか。いつ来るか分からない。ある程度、こういうのは期間というのを持った方が、やりやすいのかという気もするのですが。

事務局（後藤環境政策推進監）

何日間というのは、まだ決めきれていません。これまでは、告示縦覧をしてから、意見書の提出は44日間と限定していました。順調に御審査が進めば、およそその期間は変わらないだろうと考えておりました。ただ内容が複雑であったりして、さらに御審査いただく場合は、44日間というのを超える可能性があって、それでも、ある一定の時期までは質問を受けつけようと考えています。この日にちにつきましては今後も精査して、なるべく長い間、評価書に対応できるまでの期間をいただきたいと思います。

委員

多分、住民にとってはいいと思うのですが、実際の事業者さんにとっては大変なことだと思います。

会長

確におっしゃられるように、どこまでもだらだらと日が延ばされると、次のステップへ行けないということが。そのことについて部会での意見は。

事務局（後藤環境政策推進監）

前回の部会で、●先生から、この取扱いについては混乱しないように、コミュニケー

ションをしっかりとりなさい、という御意見をいただいています。

会長

ではそういう形で、事務局の方で、もう一度精査してまとめてください。
ほか何かありますか。

委員

今の別紙2なのですが、事後評価をするというのは、大事なことだと思いますが、事後評価に2つあると思うのです。工事中と供用後と。その2つはどんな形になるのでしょうか。

事務局（後藤環境政策推進監）

事後監視というのは、着工からスタートしまして、供用後1年間を対象にしています。その間は定期的に事後監視報告書が出てまいります。今、貨物駅であるとか毎日放送もそうなのですが、その度ごとに報告をご審査していただいておりますが、最終的には供用後1年間で総括しようかと思っております。

委員

わかりました。

部会長

期間とか回数とかは、まだこれから決めていくのですか。

事務局（後藤環境政策推進監）

現条例では、事後監視報告書は、供用後1年後に最終の報告書を出しなさいとしか決めていないのですが、事実上、供用までの期間が長期にわたるので、毎年定期的に出しなさいというのを、市長意見の中に入れさせていただいています。今回は、定期的に求める時期に出しなさいと、最初から入れ込もうと考えています。

委員

全体的にいくつか意見を述べたいと思います。全体の改正点については、非常に丁寧に検討されて、高く評価できるものになっていると思います。ただ個別的な問題で、私の経験を踏まえて、申し上げたいと思います。

第一点は、提案書の審査を始める前に調査を行うことについて、これは過去の事例でそうだったのですが、そのことが大変、弊害を生むということで、国、自治体レベルも全部、要するにその提案書の審査を終わってから、調査に着手するというように改正をされた。これは、いい加減な検討の元に調査を始めますと、その調査にいろいろ欠陥があった場合に、大変無駄な労力だとか、経費だとか、そういうものを伴うことがあつ

たので、国を始め、全体が改正をしたのです。若干、これは元に戻すような提案です。私はやはり、過去の経験を踏まえて、調査が無駄なく行われて、専門的な立場からも欠陥のないものに、審査会が承認したものについて始めるということが、原則として大事だと思うので、この点は、私は過去のそういう経験をから見ると、逆行であると思いません。

ただし、いろんなアセスメントの歴史があって、そういう内容については社会的にも知られるようになっていきますから、むしろ審査会の提案書の審査というのが、6ヶ月というのがいかにも長すぎると思います。私は大阪市の環境審査会の会長を長い間やっておりましたが、大阪市のようないろんなかなり複雑なものでも、2、3ヶ月でこの審査を終わってきています。今後の事業形態は、より規模も小さいでしょうし、それほど複雑怪奇な内容も持っていないと思いますので、むしろその審査を合理的にやることによって、審査会としては、少なくとも2、3ヶ月くらいで審査を終えたい。

吹田市の審査会に条例を開始したときから長く会長をやってきましたけれども、もうちょっと、部会審査を重点的にやって、審査会全体の検討会というのは、かなり無駄があったと思うのです。自分が全然関係しないような審査会に出なければいけない。その人たちが出ないと、会が成立しないと。特に最近は、審査会を開く日程調整が大変事務局としても困っておられる。この点は、委員のエネルギーと、特に事務局の効率的なエネルギーを生かすためには、専門部会というのをもう少し活用して、いろんな検討を進めるべきだと思います。

その場合に、大阪市で会議を公開するというときに、私が会長だったのですけれども、部会は公開しない。部会というのは、割合、臨機応変に会議を開くわけですから。公開をするというのは、事前に公告をして、住民が熟知するための期間があって、それからやるということになりますと、部会というのはもうちょっと専門的な問題ですから、かなり連続的に審査できるのです。少人数であるということでもありますし、どうしても委員が集まらない場合は、少数の部会については、事務局が委員のところに出向いて、そこで部会としての成立があれば、専門的に非常に緻密な検討ができるのです。そういうことをやれば、私は6ヶ月というのは、あまりにも長い。社会経済的に現在のような厳しい環境の中では、審査会が6ヶ月もかけて検討するというのは、時代遅れではないかと思えますから。その点で今までのやり方の中で、部会というのは非公開でやると、大阪市でも住民が納得して、部会を専門的に深く検討するためには非公開で。その代わり、できる限り詳細に検討する。非常に効率的でもありますし、事業者の側にとっても、時間短縮というのは非常に大きいメリットはありますので、これも今回の条例改正に際して、運営手法といいますか、そういう中で部会については非公開にする。しかし部会の報告は、審査会に対して、非常に詳細に行っていただく。委員の人も他の部会の委員の人も、詳細な報告を受けて理解できるようにするし、専門外のことについて意見がしやすいような条件を作ることがあります。あるいは、市民も傍聴に来たとき、その審査会で報告されることを聞けば、だいたい中身が理解できるというような丁寧な取扱がいますけれども、合理的な運営のためには、やはり部会運営というのを

効率的なものにしていく必要があるのではないかとこのように思います。

そういう意味では、提案書の審査についても、長期的な調査を要するものから優先的に審査会が審査をして、それでオーケーと結論が出れば、事業者に調査をスタートしてもいいですよという、お墨付きを与えると。それによって無駄をなくするということですね。

会長

ありがとうございます。二点のことについて、●先生から御質問いただきました。このことについて、どうでしょうか。

事前の調査予測の話について。それと部会審査の方針というのは、たぶん資料5に書いてあるのですが、これをやることで、もっと短縮できるのではないかと思うのですが。

事務局（後藤環境政策推進監）

我々の趣旨もこの段階でいかに合理的に進めるかということについて御検討いただきましたので、御意見はありがたく思います。この調査、予測は、確かに事前にできるところは、既存の文献の調査であるとかということもございまして、文化財なんかがあるんですけど、そういうことと、実際フィールドで方法が決まらないとできないとか、2つあるとは思いますが、既存の文献等で文化財をしなくてはならないか、しなくていいかみたいなあたりは示してあげて、先にやっておいていただきたい。気象の調査であるとか。今、先生からございましたように、例えば自然生態系であるとか、大気であるとか、一定の期間が必要で、最も事業者には負担がかかる調査項目については、今、御意見いただきましたように、先に調査内容をお決めいただければ、事業者も先にかかると、それは今までより大分、期間を短縮されるだろうと。

それとこの内容なのですが、条例の中に何ヶ月というのは明記したいと考えておきまして、何々の提出があつてから、意見の提出まで何ヶ月というのは条例の中で定めるもので、技術指針ではございませんので、できれば今日、だいたいの期間をいただければそれで進めさせていただきたいなと思います。今、2ヶ月から3ヶ月に御意見をいただいたと思うのですが、そのところをおまとめいただければと思います。

会長

2つありますので、まず1番目からやっていきましょう。

資料4の中に調査、予測を提案書の前書きに書き込んである。点線になっているので、必須ではないわけですよ。これを明記するかどうかということですよ。これはEGLと関係してくるのですか。この環境まちづくり指針が事前にあつて、アセスにかける前に、具体的な提案書に至るところで、それとの整合性とかチェックが入るという意味で、調査をここでやったとして、何か意味があるのですか。それは全然関係がないのですか。

事務局（後藤環境政策推進監）

それぞれ別個でして、技術指針の中に、例えば住宅開発であれば、こういうところを調査しなさいというのを、全く示せておりませんので、それは粗々示させていただこうと考えております。どういう要因に対して、例えば貨物関連自動車とか建設機械の稼働という要因の下に、大気、騒音、振動とあるところに丸を付けると。それを事業者が事前に頭に入れながら、先に手厚く調査をしてもいいですし、確定するまで待っても、それはいいと思うのですが、心構えだけはできる。ガイドラインの方は、評価書案の方で、この事業に対してどういう環境項目をしますということをお示ししていただくのですが、事前にこの89項目をこちらが提示をすることで、提案書の中で既に事業者としての姿勢をここで示してもらおう。その姿勢が評価書案に向けて進化をするというのは、おおいにあります。する気がないと返答したものが、御審査いただいて調査した結果、やはり環境影響が大きいので、最終的にはしっかりやりますというように進んでいくと思うのです。提案の中身はそういう意味で、これまでは調査の方法しかなかったのですけれども、事業計画も環境配慮も大まかな方針というのがここで出てくるという意味で、大きく変わっております。

委員

ただ従来の経験では、事務局が事前に折衝して事業者がそれに基づいて、調査計画を作るのです。それが審査会に出てきたときに、事務局の能力が必ずしも高くないという条件もあるわけですから、審査会で修正されたこともあります。しかし業者は調査に着工している。その調査方法とか期間について、審査会で異議が出る。そのようなことがあって、国も自治体も全部、事前にその計画書の審査もするというように規定が変わったのです。そういう面では、事務局が本当に専門的に責任を持って、オーケーですよと言えればいいですけど、やはり非常に専門分野も広いですし、それをマスターする体制をいうのを事務局で作るのは、無理があると思うのです。市民からも行政に対する専門的な能力に対して疑問みたいなものが当然あるでしょう。だから私が言うのは、この審査会の提案書の審査期間が6ヶ月というのは、6ヶ月を待つて調査を始めるというのは、やはり待てないと思うのです、事業者も。これを2ヶ月なら2ヶ月、3ヶ月にすれば、事業者もその間なら、ちゃんと審査会のお墨付きがでた方法に従ってやった方が、自信を持ってやれるわけです。だからいろんな面でも、経済的にも時間的にも無駄をなくすことができるわけですから。これは6ヶ月というものと関連して、こういう考えが出たのだと思いますけれども、これを2ヶ月に限定すれば、その2ヶ月後にスタートさせるというようなことは、そんな大きな負担ではないわけですよ。特にその中で、形式的ではなくて、長期的な調査を要するものについては、審査会が優先的に審査をして、それでオーケーという結論が出れば、事務局がこのことについては調査に携わっていいですよ、というような取組が私はあればいいと思うのです。この調査というのは非常に重要なものですから、けじめを付けておく。要するに審査会が関わらない形で、技術的な判断をするというのは、やはり審査会を設けている以上、審査会の審査を通して、技術

的な方針を決定するという事は、アセスメント制度としては、かなり根幹的な部分だ
と思うので、そういう従来の経験を踏まえて改正をされたという経緯もあるわけで、そ
れはやはり守るべきではないかと私は思います。

事務局（後藤環境政策推進監）

ありがとうございます。現状の技術指針では、どの事業をやるときに何の調査をしな
ければいけないということは、空白の表になっております。そのため事業者は何をした
らいいのか、わからないというのが現状です。今回、第4回目からの部会をお願いした
いは、その表を先程お示ししました9つの事業ごとに、何をしなければいけないかを、
まずは方法まで含めて審査会として、お示しをお願いしたいと考えております。

ただ、それでも事業の特殊性がございますので、例えば調査ポイントを2点ぐらい増
やした方がいいというような、現地の状況に合わせるという意味で、追加の調査とい
うのは当然発生するだろうし、それから事前には全くできない調査というのもひょっと
したらあるかもしれません。ただし事前に技術指針で専門的な見地から、星取り表を示
していただくことで、ある程度の調査、予測というのはできるはずだと考えます。それは
決して、勝手に事業者が作るのではなくて、審査会から答申いただいた技術指針に沿
って、事業者がするという構造を考えてございます。この表の意味はそういうことです。

委員

提案書を審査会が審査する由縁のものは何かということなのです。だから審査会が本
当に審査をしなければいけないのだという原則を守らないと。事務局がいろいろと指導
してやれば、それで調査をスタートしていいですよという、その曖昧さというのは、
やはり社会的にはいろいろ批判を招くと思います。住民サイドから見ても。

この審査期間が6ヶ月というのは、大変長いです。6ヶ月待たないと調査が始められ
ないというのは、今の社会情勢の中では、ナンセンスだと思います。2、3ヶ月に短縮
して、その代わり、けじめを付けるということが、アセスメントは制度ですから、制度
として非常にシビアな条件設定をしておいた方がいいと思うのです。

アセスメントというのは、できる時にも言われたのですけれども、社会的な保障です
ね。住民の信頼を得るということは、非常に大きな要件です。だから住民の信頼を得
るために審査会というのは、非常に大きな役割をしているのですから、審査会というフ
ィルターを通して、アセスメントの事業全体が誘導されるということは、古めかしい考
えとの批判もあるかもしれませんが、非常に大切なものです。特に環境の問題とい
うのはある面で、従来の典型7公害より複雑化している訳です。そういう意味では、いろ
んな分野の専門家が審査会に入られているわけです。やはりそういう人たちの意見が反
映をして、そしてゴーサインが出るということは、私は非常に大切だと思います。この
点は、私の非常に長いアセスメントに関わってきた経験からいっても、是非守って
もらいたいと思います。

事務局（後藤環境政策推進監）

事業者の調査、予測というのは、今日限りの資料だと思っていただいて、実は表には全く出ません。事業者がここでやられようがやられまいが、急ぐのであれば、事前にやればいい。無駄玉打ってもいいわけで、それがヒットしていただければいいという考え。

委員

その曖昧さが問題。

事務局（後藤環境政策推進監）

それは、どこにも出てこないです。

委員

実質はそうですよという考え方が、もう少しシビアに一般に公開して、やはりみんなの信頼を得るような取組を。せっかく条例を改正するのですから。そのときに従来の取組よりも、ある面で後退するようなことが、それは実質かも分かりませんが、アセスメント制度という、こういった条例に則ったときに。

事務局（後藤環境政策推進監）

条例に則って策定する技術指針に従って、調査をさせるということで、御理解をいただきたいのですが。

委員

それなら、技術指針があれば、審査会の審査なんていらないのですかということになってしまうのですよ。半年も審査会で審査をする内容を、技術指針に則ってやれば大丈夫なのですよということでは、非常に矛盾しているのではないのでしょうか。

会長

技術指針に則ってやれば、審査会いらないという構造には全然なっていないですよ。

委員

なってないですけど、今の言い方を拡大して解釈すればそういうことに繋がりがねない。

会長

審査会というのは、この形では必ずあるわけで、技術指針というのを先程おっしゃたように、こういう形のものをやるのですよというのを、あらかじめ事業者に提示してやることによって、準備をしたければしてください。ただ出てきたものについては、必ず審査会を、これは何ヶ月かかるかという議論についてはこの次にしたいと思うのですが、

少なくともここで書いてある資料5である6回分ですね、6回分やるということは明記されているのですから。

委員

大気なんかではもっと中身が複雑なのです。例えば調査地点はどうするかとか、調査期間はどの程度にするかとか、そういうところが審査会の審査として、非常に重要なのです。

会長

もちろんそうです。

委員

ところが、そういう調査を始めてしまっていたら、後になってそれを修正するというのは、やはりかなり無駄なのです。

会長

そんな調査を始めるのですか。

事務局（後藤環境政策推進監）

この書き方が、誤解を生むかもわかりませんが、先程申しましたように、既存文献の調査とか交通量調査であるとか、事前にできるものと、今、●先生がおっしゃたように方法、期間、場所が決まらないとできないもの、そこは分けて考えています。それが追加調査というのがそのことに当たります。前半の多くの既存文献であるとか、市が提出いたします常時監視局のデータをまとめるとか、気象のデータを引っばって来るとか、そういうことは事前に、というか平行してやっていただいて、これは提案書には一切関係がないことで、次の評価書案に反映されることですから、提案書段階でそれは示されるものではありません。

会長

ということは、予測まで書いているのが変なのですね。

委員

だから評価書案に出てくるものをきちんとやるという意味では、提案書の中で、評価書案に盛り込まれる内容というものは、審査会の審査を経てやるというのが建前です。

事務局（後藤環境政策推進監）

もちろんそうです。

委員

いろんな文献調査をしたり、交通量のいろんなデータを見たりというのは、それは自由です。

事務局（後藤環境政策推進監）

誤解を得ると思うのですが、あくまで水面下で事業者が勝手にやることであって、出てくるのは評価書案で出てきますので、提案書の先にやろうが後でやろうが、構わないということです。

会長

そういう誤解を避けたいのであれば、この記述をばっさり落として、少なくとも資料2の(5)のAに「環境影響評価項目を事前に技術指針に基づいて提示する」という一文が入っているので、それでもものの考え方が担保されていると思うのです。だから説明資料で、この意味も含めて、この調査と予測というのを、バサッと取っておけばいいのではないですか。そうでないと、●先生がおっしゃるように、ポイントだとか頻度だとか、あるいは計測手法であるとか、そういう一般的なものはあるのでしょうけど、審査会の検討結果を踏まえないと確定できないものを勝手にやってしまうという流れがないこともないでしょうから、これを取っておけばいいだけなのでは。やりたければ勝手にやるという話で、手続上のプロセスでも何でもないのですから。大事なのは、環境影響評価項目が事前に技術指針に基づいてちゃんと提示されるというのがポイントなのですから、それさえ言えていけばいいのではないですか。

委員

根本的には、この審査会が半年間の審査期間を取るというのはどうかと思う。事業者からいうと、なるべく早く調査に着手したいという気持ちがあります。経済的な負担から。だからここが2ヶ月になれば、事業者は早期に調査にかかって、そして評価書案を作って審査会にかければいいわけですから。そのところで、ぐっと短縮をするということが言えると思うのです。大阪市や大阪府が2ヶ月、3ヶ月でやっているのに、吹田市が半年というのは、今の審査技術の内容とかを考えると、ルーズではないかと思うのです。できるだけスピーディに審査をして、事業者の負担を軽減し、事業が早く進捗するように協力するというのは、アセスメントの立場からも重要だと思います。その点は再検討していただきたい。

事務局（後藤環境政策推進監）

恐れ入ります。当初に御説明をいたしましたように、対象事業の規模と御審査いただく期間というのは、条例ないし規則に反映して、この12月議会に提案する内容になっております。環境要素であるとか、その他諸々につきましては、技術指針で定めるもので、必ずしも議会とリンクしておりません。その意味では、この6ヶ月として書かして

いただいております期間というのを、より短縮をという御意見をいただいたということによろしければ、市として再度検討させていただきまして、他の自治体との事例等とも整合を図りまして、新たに御提案させていただきます。ただ全体会を開催する予定が、条例の提出まで、近々にございませので、ここは事務局の方で期間を検討させていただいて設定するということよろしいでしょうか。

委員

非常に重要な改正ですから、全体会を開かずに決定してしまう手続については、私は少し異議があります。こんなにかなり画期的な改正ですから。それは非常に丁寧にやらないと。社会的影響が非常に大きい条例でしょう。だからそれが、審査会が責任を持つのかということについて、審査会としては審議をある程度尽くすという努力をすべきだと思います。今までJRの問題とか、吹田市の審査会は一貫して、非常に慎重に高度な技術的な審査をやって、答申してきたわけですから。私は、この審査会がスタートしてから、ずっとやってきた人間としては、そういう吹田市の非常によき伝統といいますか、吹田市の取組を高く評価していますけれども。こういう、ある程度全国的にも先駆的な新しい情勢に応じた取組ですからね。

会長

そうしたら、今、決められませんか。

例えば資料5の御提案では、提案書の審査の2回目、3回目は部会で進めていきましよう。部会が公開か非公開というのは次の機会に検討することにしておいて、●先生がおっしゃいましたように、審査を迅速に進めるために部会を開いてやっていきましようという思想はその通りですよね。そうだとすると、この審査2回目、3回目は部会なのですから、審査会の全体会は1回目と4回目。これを単純に考えると、4ヶ月という形になると考えられます。これは月に1回ペースで、審査会ないし部会を開くという考え方ですね。そうではなくて審査会を月に1回開くペースにして、その間、部会をそれと同時平行でやると、その分の2ヶ月が短縮されるという、そういう考えなのでしょう。

事務局（後藤環境政策推進監）

この6ヶ月の書き方にもよるのですが、6ヶ月審査をしなければいけないではなくて。

会長

いや分かっています。最大が6ヶ月という書き方を、●先生がおっしゃられたように、もっとやり方を工夫することによって、例えば4ヶ月と書くとか、3ヶ月とか。ちょっとそれは御議論いただきたいと思うのですが、そういうことは、おっしゃられるようにどこかで決めるのではなく、今、決められるのであれば決めてしまえばどうでしょう。

委員

よろしいでしょうか。資料4と5がリンクしているわけでしょう。結局、別紙も含めたら、全部これは共通している話ですよ。そうすると、●先生もおっしゃっていることも一理あるので、結局、市の方は何をお考えなのかという、要するに、吹田市ではまちづくりガイドラインとか技術指針とか、しっかりしたものできてきたと。だから、ここをしっかりと事業者に示すことができれば、今までと違って、もっとしっかりした提案書ができるだろう。市としては、これがまず基本にあるのです。だとしたら、この資料4に書き方がまずいので、環境まちづくりガイドライン、技術指針、しっかりしたものができました、それは事業者にも提示しますよ。事業者がそれを利用しながらされるのは勝手だと。だからこの資料に追加調査とあるが、「追加」がややこしいので、この追加という言葉をやめてしまい、そこから調査、予測、評価が始まるのです。上の調査予測というのは、ガイドライン、技術指針に則った調査であって、この後ろの調査予測とは違うのですよという立場を示せば、何も問題がないように思うのです。

そして、審査会が関与している調査、予測、評価というのはきちりするのですよ。ここの6ヶ月というのはあまりにも長いので、短くしましょう。この2回目、3回目は部会を開催するとしてあるけれども、これは●先生はもっと頻繁にやればよいと言っているのだから、それは適宜、部会の審査を通して、何ヶ月目に審査書を提出しますというようにすれば、市の思惑も、●先生がおっしゃっていることも、そんなに大きく変更しなくてもいいのでは。

会長

だから、この場所で決めてしまえるような話ではないかという気がします。

委員

1回目、2回目、3回目と書くからややこしいのであって、1回目はこういうことだと。最後の6ヶ月目という、この最終の月には審査会からの答申にする。その間にも頻繁に、部会を開いても開かなくても。そのようなことは、部会の性質によってやればよい。先生がおっしゃるように、持ち回りでもやればよいではないか。部会を頻繁にしながら、1回目はこういうことで、最終回は審査書の作成にしますとして、この期間を短くしますということだったら、いいのではないかなと思えてくるのですけど。●先生それでいかがでしょうか。

委員

それでいいと思います。期間が半年という枠がありますと、どうしても、その枠一杯までは、伸びてもかまわないというスタンスになってしまう。しかし3ヶ月で収めようと思えば、それを開くのに工夫がいる。委員もそれに積極的に協力すると。委員になった以上は責任として、期間の枠内で十分に信頼に応えるような審査をするという、そういう考え方に立っています。ですから、やはり率直に最近の審査会を見ていると、審査会が成立しないため、間隔が随分間延びしています。私が会長の時より、委員の先生

も忙しくなったためでしょうが。かなり審査会の日程調整のために会議が設定されて、そのために非常に間延びした形で審査が行われるから、審査に連続性を欠けるようなことになり、一月半も経ってからやると、もう忘れてしまう。それをもう少し頻繁にやれば、審査に連続性があるから、非常に能率的に審査ができるのですが。その辺の機械的な対策というのですか、自主的な対策、そういうものをやりながら、やはり一つの事業をできるだけ早期に着工できるような、そういう社会的な構造に我々も協力するという意味では、審査期間をできるだけ短くして。特に大阪府や大阪市が2ヶ月や3ヶ月でやっている。向こうの方がずっと、事業の規模が大きいわけですから。それでも、そんな期間でやっているのですから、吹田市は事業規模も今までよりは、ずっと小さくなるでしょう。ある面ではそんな複雑ないろんな要素があるでしょうけど、このところは、そういう意味で審査会も積極的に協力すると。行政の方も審査がスピーディに行えるような準備をきちんとするという、そういう態勢が望ましいと思います。

部会長

私が思いますのは、インセンティブを設けるという作戦が一つありまして、変なものを出すと最大6ヶ月かかるというあたりも残しておいて、という意図があるように思うのです。環境影響評価の内容がよくできていれば、審査もすぐに済むと思うのですが、その場合は最短3ヶ月、場合によっては2ヶ月という設定もできるのかもしれませんが、ただ手を抜くと6ヶ月かかりますよ、というのは残しておいた方がいいのではと思いますが。

委員

それは審査会のスタンスだと思うのです。審査会はいい加減なものに対しては、修正をきちんと求めればいいわけです。

部会長

それが2ヶ月でできるかどうかです。

委員

それはできる。私は修正できると思います。大阪市の経験からいって。それは、しなければいけないと思うのです。

部会長

それを何回ぐらいの部会で。

委員

審査する専門家の立場から、これはこうあるべきだ。これはこうあると。

部会長

どれぐらいでやられるのですか。何回ぐらい。

委員

2ヶ月か3ヶ月で。大阪市は2ヶ月でした。

部会をやって、部会でとりまとめたものを全体会にかける。

部会長

部会は何回ぐらい。

委員

それは、そのときの条件によりますけど。それは枠内にあげるために、回数をきちんと決めて、そしてやるわけです。

部会長

それが可能であれば問題ないと思うのですが。正直、事務局で開催が可能なように、日程調整が、たとえ3人の先生であったとしても、そのうちの2人が出ないと成立しませんので。いろんな部会ができるわけですので、それがその2、3ヶ月の間に。

委員

大阪市ではできていましたから。同じような大学の先生がほとんどですけれども、できていました。大阪府だってやっているわけでしょう。だから僕はできないはずはないと思います。それは無駄な会議をしなければ、できないはずはない。

部会長

それが可能であれば、早いに越したことはないと思いますので。

事務局（後藤環境政策推進監）

先生がおっしゃたように、インセンティブというのは強く意識をしております。方法は二つあると思うのですが、例えば2ヶ月、3ヶ月に設定しておいて、悪いものを出したら、4、5、6、7というのと、標準的な期間として総枠で1年半。これは吹田市が今まで、2年半から3年かかっていたのからすると、まずそこで事業者にとってはインセンティブがあると思うのです。それが、まだ短くなる可能性が中に残っているという説明を、こちらは事業者に対して説明するつもりです。1年半が、ひょっとしたら1年3ヶ月になるかも分からない。開発のすまいる条例とあまり期間が変わらない。事業計画にあまり傷を付けない。ただし、おかしいことしてくると、また後ろ向きの話ばかりしてくると、当然時間がかかりますし、我々も調整させていただきますということで、1年半という枠組みを決めて、その中で最大の御審査をいただく期間をお示ししたとい

うことにして。逆に言えば、これだけ確保していただける、それで1年半というのは、これ以上短くする必要はあるのかということで、6ヶ月、8ヶ月というのを部会で御議論いただいたのですけど。

委員

僕は、事業者の立場から言ったら不平があると思います。このように提案書に半年の枠があるなんていうのは。事業者の立場から言ったら、決して満足できない。それで従来のような、JRのような大規模な事業だったら別ですけど。これからは吹田市内での事業というのは事業のスケールも小さくなるでしょう。しかも、いろんな技術の蓄積も、もう随分できています。そういう意味では、専門的な審査員の能力も高まっているわけですから。私はそういう意味では短縮できるのではないかと思います。そういう枠組みであると、事業者の方もだいぶ安心できるわけです。少なくとも、計画をしてから着工までの期間がかなり短縮できれば、経済的にもいろんな面でも随分、アセスメントにも力をかけようという、そういうインセンティブは、僕は起こると思います。むしろ、そのインセンティブが一番大きいのではと思います。

会長

決めてしまう段階ですね。どうしましょう。3にするか4にするかというあたりを、この審査会で決めたらどうですかというのが私の提案なのですけれども。

委員

もう1つだけよろしいでしょうか。今の改正案の中で、住民の意見を受け付ける期間が45日間、質問書の受け付けは随時ということになるようですが、提案書の審査期間を例えば2ヶ月なんて話にしますと、住民の意見書が出るまで45日間で、あと2週間しか審査会としては見ることができない中で、その出てきた意見に責任を持って答えるのは、なかなか難しいだろうなと思うのです。

私の理解では、環境アセスメントというのは、計画を全く知らない住民の方がどんなことをやるのかということを理解する期間と、それに対する反応を起こす時間というのが必要で、提案書の中でもそれらを含めて45日間で設定されていると思います。

委員

提案書は、出てきた段階で、住民にも示して意見を求めたらいいわけでしょう。それを住民の意見を踏まえて、審査会が、できれば検討するということは必要なのです。だから審査会にかけると同時に、住民にもその提案書を縦覧して、住民意見も出してもらって、それを最終的に審査会の中で、住民意見についても一応評価して、審査会答申を出すというやり方だと思います。

事務局（萬谷主査）

説明が悪かったかも知れないのですが、大阪市の審査期間が、方法書については60日間となっていますが、それは起算日が住民の意見書提出期間の満了日から起算して60日、2ヶ月ということになっています。意見はもう既に出されてからということになっております。こちらの方でわかりやすく書いているのは、提案書、図書が提出されてから6ヶ月間だとしていたので、単純に大阪市の2ヶ月という期間と比較できないのかと思います。その点が御説明できていませんでした。申し訳ありません。

会長

すると、大阪市は実質的には何ヶ月ですか。

事務局（萬谷主査）

大体4ヶ月くらいです。

会長

4ヶ月あれば、120日ですから、その内、住民意見が45日だとすると、ある意味、ある程度認知して、理解して、意見をあげて、その結果について審査するという時間がとれそうな気がしますね。

委員

期間をどうするかというのはいろいろ意見があるかと思いますが、できるだけ短縮をするというスタンスで、審査というのは考えていくべきだと思います。

会長

これ以上、材料を拾い上げてきても、精度の高い期間が決まるという感じがあまりしないので。4ヶ月なら、4ヶ月と決めたらどうですかというのは私の提案なのですが。事務局は、そのような形でよろしいですか。例えば4ヶ月と。

事務局（永冶部長）

ここで御討論いただいておりますが、先程、●先生がおっしゃっていただきましたように、全く分からない計画を市民の皆さんにお示しして、そして市民の皆さんが参加をしていただく。これが吹田市のこの12年間の、この制度の良いところだったと思います。そのお陰で、審査会への信頼、あるいは様々な知見が集まって、確立することができたというように思っておりますので、そういったことについては大事にしたいということと、もう一つはインセンティブを、例えば建築の関係では、増床を認めるであるとかいろいろあるようですが、環境面で見ると何が一番インセンティブなのかということだと思いますと、やはり期間でのインセンティブ、あるいは環境事項についてどう見るのかといったことなのかなという論議をしまりましたので、その点では、ここでお決めいただくにしても、そのあたりのインセンティブの関係も含めて、吹田市の制度が培

ってきたものについて、御審議いただけたらありがたいと思っております。

委員

それは部長さん、行政の取組如何ですよ。行政がどれだけ住民の理解を得るため努力されてきたかということについては、これはいろいろ意見があると思いますけど、住民側の非常に強い反発を受けて行政は対応してきたというのが、J Rなんかの歴史的な過程ですよ。だからそういう住民に対して、あるいは事業者に対して、そういうインセンティブを与えるというのは、それは行政が審査会に説明したということだけではなしに、そういう一般的な事業について、どれだけ説明をしているかということです。

今までは、今度改正されていますけど、僕も今まで不満を持っていたのは、住民に対する説明会ですよ。住民の質問には一切答えないという、ああいうやり方は、正に住民にインセンティブを与えない。要するに住民が理解をして、見解を述べ、あるいは承認するという条件を作っていないですよ。一方的に事業者は説明するけれども、質問には一切答えない。その説明会には行政の人は参加をしない。だから本当に生きた応答というのは、非常に不十分です。だからJ Rのときには、審査会に住民の意見書が随分出てきました。それを私は全部、審査会で受け止めて住民に返しました。そういう取組を、行政が事前に、この事業の環境上の問題点についてはこうなのだ、工程についてはこういう取組をしますと、説明資料を作って住民に配布すれば、私はアセスメントそのものの実効としては、非常に成果が上がると思います。今、おっしゃったのはソフトの取組です。ハードの取組としては、あまりそれではなかなか期待できないけれども、住民に本当に理解してもらうための、そういうインセンティブ的な活動を、行政がどれくらいやるかということですね。

会長

それを踏まえていかがでしょう。決断してもらわないと仕方がないと思うのですよ。結局ですね、住民に周知徹底をする話も、行政の方に言われている話も、4ヶ月だけでできるかできないか。何をするかに関わってきますので。

事務局（後藤環境政策推進監）

恐れ入ります。事務局から御提案をさせていただきたいのですが、トータルの1年半というのはこれまでの経験からして、これ以上短縮するというのは、様々なところで歪みが出てくる。事務的な手続も間に入ってまいりますので。

会長

それはいいと思うのです。それが短くなって、ここが空くかどうかだけの話でから。それは御理解を。

事務局（後藤環境政策推進監）

例えば、御審査の全体の期間というのは変えないということで、提案書段階では4ヶ月で、評価書案に関してはその2ヶ月をこちらに回して、10ヶ月とか。そういう形で、もし、よろしければそうさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

会長

10ヶ月ですか。8ヶ月を延ばす。提案書と評価書案の間を開けるのではなくて。これは、さっさと済んだら1年で終わることはあり得るのでしょうか。

事務局（永治部長）

もちろんあります。

委員

わざわざ10ヶ月にしなくてもいいではないですか。

事務局（後藤環境政策推進監）

空白を2ヶ月あけてということですね。それで結構です。

委員

要は、審査期間をできるだけ短縮するというのは、今の社会要求だと思います。特に事業活動やっておられる方にとっては。

会長

提案書がまとまってから、評価書案との間のところをもう少し設けてあげるというスタイルでいいのではないかと。早くできるところは、早く出してくればいいし、予測等できわめて難しい予測をしなければならぬとか、調査箇所が多いとかだったら、その間にちゃんと出ささいという形に。

事務局（後藤環境政策推進監）

4ヶ月にさせていただいたとき、これは事前に御了承をいただきたいのですが、行政が条例でいくら努めるとする努力規定にせよ、4ヶ月というのを表に出しました場合、原則として4ヶ月で終えるという、ここだけは縛りがかかりますので、よほどの内容や説明事項がなければ、それを超えることはない、ということだけ、御了解いただければ。

会長

それは部会でも話題になりましたよね。大阪市は2ヶ月でやっているのに、なぜ吹田市はこんなにかかるのか。審査員がみんな怠け者なのかという話が出ていましたけれども。

部会長

6ヶ月はあり得ないという表現になるわけですか。

事務局（後藤環境政策推進監）

はい、よほどの理由がなければ、事業者に瑕疵がなければ。

部会長

標準というのは、条例には6ヶ月と書いて、それだと今と同じではないかとなるかも分かりませんが、6ヶ月と書いておいて最短4ヶ月というのはだめですか。

事務局（後藤環境政策推進監）

最短は書かなくてもいいのではと思うのですが。

部会長

4から6というのもだめですか。

事務局（後藤環境政策推進監）

上限を大体、皆さん書いている。目処ではなく、上限を書いておられます。

委員

これはあまり言うべきではないかと思えますけど、行政がやはりそれを受け取って専門的にやる職員を置くべきなのです。大阪市はちゃんと置いています。そういう行政の方の取組が非常に弱いために、時間がかかっているということが、多分あるのではないかと。要するに専任職員がないですという。

会長

ただその議論はここでは、できない話だと思うのですが。

委員

だけど、言えるのは審査会しかないですよ。

会長

この審査会が、4ヶ月という姿勢を示せば、行政の側はそういう対応せざるを得ないわけでしょうから。

委員

でも、事務局の方でなかなかやりにくいという気持ちはわかりますよ、現体制の中で。だけど、それはやはり審査会としては、シビアな意見を今、言わないと。審査会の社

会的役割がいろいろ加減になってしまうのです。

会長

審査会のメンバーとしても、4ヶ月でやらないといけないぐらい、皆さん、部会なり、何なり出てくる覚悟を、ちゃんと持ってくださいという話ですね。

委員

それは、やはり社会的責任です。

事務局（後藤環境政策推進監）

事務的なのですが、最低3回は必ず開催します。この全体会を最低3回は。といいますのは、1回目は最初の総論を、真ん中は住民意見がでてきて。それは部会にはなりません。となりますと、4ヶ月で3回の開催をお願いすることに。入試の時期でありますとか、年末年始を挟んだりすると、4ヶ月というのは不可能ではないとは存じますが、相当無理をお願いしなければなりません。

委員

だけど大阪市では、2ヶ月とか3ヶ月でやっているのですから。その条件は変わらないでしょう。

事務局（後藤環境政策推進監）

吹田市も、実は調べに行かせていただいたのですが、実は、今日やって、明日もやる、あさってもやるというように、かなり変則的にされていて。何故そんなにしなくてはならないのですかと聞きましたら、期日が決まっていますと。追いかけて行って、一人で審査会を開いたりされています。それはちょっと、今まで吹田市では、先程、部長も申しましたけれども、しっかりと御審査いただいて、住民とのやりとりというのも大事にしたというのもありまして。

委員

そこまで頻繁ではないと思いますよ。毎日なんてしてないと思います。

事務局（後藤環境政策推進監）

大阪市ではそのようです。実は調べさせていただいたのですが。

委員

要するに審査会としては、しっかりと意見を言って、行政にその対応をしてもらおうということを求める必要があると思うのです。これは私が吹田市のアセスメント条例を長くやってきた経験を踏まえて言っているわけです。大阪市とかいろんなところで、審査

会に参加してきましたけれども、そういう経験のトータルに立って言っているわけですから。今までのJRの起こった時期とは、社会経済的条件が非常に厳しくなっているわけでしょう。公務員だって、人員削減が求められるというような、いろいろ社会的な切り込みが厳しくなっているから、審査会もそういう厳しい切り込みをしていく責任があるだろうと。従来のような、ある種のんびりとしたスタンスでは、私はいけないのではないかと思うのです。

委員

よろしいですか。事業者の方の立場からして、最初の調査予測というのは、手続の流れから除くということになりますと、今のスケジュールだと3ヶ月で全てやらないといけないことになるのですが、それは大丈夫なのですか。

会長

調査、予測はしませんから。3ヶ月の中ではこういう調査やこういう予測をしないというのはいやめますけど、調査はそこで結論が出てからやりますから。

部会長

この3ヶ月。間の3ヶ月ですね。

会長

だから、ここは2ヶ月短くなった分だけ、ここが開くわけですよ。

委員

開くことになるわけですね。

会長

だから、逆に6が4になると、事業者としては、調査、予測に余裕が出るとも言えません。

委員

提案書の前の調査がなくなって、3ヶ月で調査、予測、評価まで完全にできるのかなと思ひまして。

会長

先程、●先生が言われていましたように、なるべく早い段階に、調査についての方針は出してやって、ポイントだとかヒントだとか、ある程度方針決めていく。これの結果が出るまでの間に調査を始める仕組みを作ることとか、なんか調査、予測をできる期間を延ばしてやることはできると思うのです。

事務局（後藤環境政策推進監）

恐れ入ります、資料4のところで、誤解をきたす表現があるのですが、6ヶ月の頭が提案書審査開始と書いてありますが、実はそうではなくて、その提案書の提出を受けてから6ヶ月と条例に書くつもりなのです。例えば明日、提案書が出てくるとしましたら、審議会に丸ごとお出しするということではなくて、先に事務局で読み込んで論点の整理をする必要がございます。それは先程、●先生がおっしゃった事務局の能力というところに関わると思うのですが、それにはやはり最低1ヶ月はいただきたいと思います。そうしますと4ヶ月の期間というのは、実は3ヶ月でして、その3ヶ月の間に1回、2回、3回。その間に専門部会の御開催をお願いするということに。

会長

そうなのですが、今、他の市町村との比較の話をしているわけですから、大阪市は提案書を受け付けてから、最後の結論を出すまでに何ヶ月でしているのですかということ判断して。それは何ヶ月でしているのですか。

事務局（萬谷主査）

それは4ヶ月です。

会長

受け付けてから4ヶ月ですね。ということは、大阪市は6と書いてあるのは4でやっているわけですね。

委員

よろしいでしょうか。私は基準法の審査をやっていたので、よく分かるのですが、受付という期間を、本当に持ってきて受付をするのかという話が出てくるのですが、持ってきた申請書に「受付」という印鑑を押す日が受付日になるので、それだと期間が短くなるので、行政府は印鑑を押さずに長く持っているということがあがるようです。そのことまで考えると、この2ヶ月短くするかという議論は、私はあまり必要ないのではないかというような気がします。大阪市さんもかなり苦勞されているだろうと思いますし、それを仮に3ヶ月で出すと書いてしまうと、遅れると裁判で戦わなければならないりますので、あえてそこを、私の意見ですが、2年6ヶ月かかっていたものが、1年6ヶ月に標準でなりますよという話の方がわかるような気がして。この2ヶ月の議論をがんばってやる必要は、もちろんあるとは思いますが、実はないような気が私はしています。

委員

私が言っているのは審査会に出てきてから、2ヶ月か3ヶ月です。事前に行政が向こ

うのその計画を付け取って、いろいろ指導したりなんかをして、要するに規定上、問題があるところなどを修正させて、そういうものが了解を行政がした段階で、審査会へ出てきてから、2ヶ月とか3ヶ月といういい方です。

委員

いま、私がこう申し上げたのは、矢印のスタートのところが審査が始まった日ではなくて、事務局が受け取った日だということなのです。

委員

そうじゃないですよ。審査会に出てきてからの日数ですね。

会長

条例に書く数字はどれなのですか。それを今問題にすればいいのですよね。

事務局（後藤環境政策推進監）

条例上、審査会開いてからという、任意の期間ではなくて、事業者のアクションがスタートになります。そこから何ヶ月ということになります。

会長

実質的な審査会の開始までどれくらいかかりそうなのですか。

事務局（後藤環境政策推進監）

先程申し上げましたように、事務局で読み込んで、開催日程の調整をしますので、最低1ヶ月かかります。

委員

それを織り込んだらどうですか。そういう形で、審査を織り込んだらどうですか。

会長

5ヶ月ですか。

事務局（後藤環境政策推進監）

それを織り込んで4ヶ月審査をいただいて、最後、事務的のところ1ヶ月。

委員

それは覚悟の問題ですね。与えられた期間はそれだけ認められているというスタンスに立ちやすいですから。最大限ここですよと言われても、なかなか短縮する努力というのはしにくいから。なるべくアセスメントのそういう取組というのは、実質的に切りつ

めるということが、今の社会情勢の中ではいるのではないかと思うのです。

僕は、非常に露骨な言い方をしているのかもしれませんが、行政の仕事もしたし、そういうことを踏まえて、やはり行政はある枠組みが与えられると、それに対して必死にやるわけです。だから勤務態度なんかというようなものにも、それが反映してくると思いますから。今この時点で、改正する以上は、事業者から見ても吹田市は非常に努力しているなあというような姿勢を示す必要があるのではないかと思いますね。

それはこだわりませんが。要するに僕の本音を言っているのです。

会長

まあ3回の審査会を開催しないといけないとすると、3ヶ月かかります。月に1回ペースで。

事務局（後藤環境政策推進監）

3ヶ月でも厳しいと思うのです。

会長

前に1ヶ月、後ろに1ヶ月で5ヶ月。こういう決め方をしないと仕方ないですね。

事務局（後藤環境政策推進監）

今、2年半かかっているところを、1年半にしたところで、市の基本的な姿勢というのは強くお示ししていると思うのですが、中においても、まだ今まで先生から御指摘ありましたように、少し間が空いていたのではないかと。確かに議会をはさんだり、年末年始とかがあろうかと思えます。そのあたりは常に効率よく合理的に、かつ御審査いただく厚みは変えないでというのは、それは条例の趣旨そのものですので、6ヶ月と決めただから6ヶ月しなければならない、そうはならないように運用していきたい。

会長

どうしましょう。この議論を続けていても終わりそうにないのという気もするので、予定の時間がきていますが、まだ案件が残っていますので、いかがいたしましょうか。いまの姿勢を汲み取って事務局に決めろという案と、もう1回審査会を開くなりなんなりしてここで決めましょうというのと。

部会長

今、ここで決める案というのも。

会長

だから、ここで決めるか、今の審査会の姿勢を考慮した上で、事務手続きがどれくらいかかるか、よく分からないところがあるので、大阪市の事例なんかも横見しながら、

決めてください、というように任せるのと。どうでしょう。2つに1つぐらいの結論を出さないと。とても終わりそうにない気がしますので。

委員

ここでフィックスしない方がいいかもしれませんね。

会長

それなら事務局の方で、そんな形で。姿勢としては。

委員

私としては努力目標として求めているわけですから。どうしてもそうすべきだとは。

会長

努力目標というのは行政だけではなくて、我々にも、4ヶ月で3回というのは確かに厳しいときがあると思うのです。確かなかなか時間がとれないですから。じゃあ、すみませんがそんなところで。

事務局（後藤環境政策推進監）

ただいま頂きました御意見を総合的に御判断させていただきまして、適正な期間というのを、他の自治体、それから今まで4件の我々経験しております期間、それとの整合を図って、一度案を作らせていただいて、全体会を開催する時間というのは、実は日にちが迫っております、もしよろしければ、正副会長に御判断をいただいて、お示しさせていただきますということによろしいでしょうか。

委員

僕自身はそれでいいですけど。委員の一人として、部会長も3回も部会を開いて、検討されて、ここに提出されて、これだけ議論をしたわけですから、僕は今の答弁でいいと思います。

委員

僕もそれで結構です。

会長

そうさせていただきます。

委員

私の意見を率直に申し上げたまでで。

会長

もう一つ、●先生が御提案の部会のやり方。非公開も含めて迅速にやるという。私もいいのではないかと思うのですが、それもそういう方向で案をお作りいただけないでしょうか。それも同じような形で条例に乗せるようでしたら、判断させていただきたい。次の内容にうつります。

事務局（後藤環境政策推進監）

資料6「影響要素と評価項目の関連表」と資料7「市民意見（パブリックコメント）の内容」の説明。

条例改正に関しましては、以上でございます。

<報告事項1（仮称）吹田千里丘計画に係る土壌中のふっ素濃度について>

事務局（齊藤課長）

（仮称）吹田千里丘計画に係る土壌中のふっ素濃度の含有試験と溶出試験の相関について、前回の審査会での委員からの質問について説明。

会長

今の御説明でいいですか。

委員

はい、分かりました。

<報告事項2 吹田東部拠点土地区画整理事業に係る工事工程の変更に伴う環境への影響について（報告）>

事務局（齊藤課長）

資料8「工事工程の変更に伴う環境への影響について」の説明。

会長

ありがとうございました。これにつきまして何かございますか。

委員

工事に関してはこれでいいのですが、施設の時もどなたかが言っておられたのですけれども、自転車の量が増えてくるのではないかということが議論になっていたと思うのです。高齢者が増えたので、自転車も2輪ではなしに、後ろが3輪になったような自転車が開発されて、それが多くなるのでは。そうすると自転車の施設でも、前と後ろ

を固定するような機械だけでは対応できないような状況が起こってくるだろうと思うので、施設の面だけでも駐輪場の規格は考慮していただきたいと思います。

別に直接的なことは関係ないですけど、自転車が増えてくるのではないかという施設がありましたので、考えておいていただきたいと思います。

会長

それは、また事業者の方に。

もう一つ気になるのですが、これは貨物ターミナルとの工事期間のダブリはないのですか。複合影響というのが、騒音とかに出てくる可能性はないのですか。ピークがずれたことによって。それはないのですか。東部拠点をやりながら、JRの方もやっていまずね。

事務局（後藤環境政策推進監）

本工事が、先に貨物ターミナルのアセスがあって、後からこれが出てきた。期間が重なるということで、本市では初めて複合影響ということで予測がされました。

会長

そうですね。そのピークがずれたことで何か、そちらの複合影響にかかってくるとか。それはないのですか。そこまで見ておられるかどうか。

事務局（後藤環境政策推進監）

恐れ入ります。今回の変更は、この事業に関してだけの変更でして。

会長

夜間の工事騒音などが、ダブって出てきてという可能性もないことはないと思いますので、チェックしておいてもらえますか。

事務局（後藤環境政策推進監）

わかりました。

会長

以上ですね。事務局よろしいですか。

ではこれで終わります。ありがとうございました。